



自動車事故にあい健康保険証を使って治療を受けました



すみやかに健保組合に届け出てください

他人（第三者）の行為によってけがをした場合は、本来加害者が医療費を払うべきものです。健康保険証を使って治療を受けた場合は、健保組合が一時的に医療費を立て替えて、後日加害者に請求しますので、すみやかに健保組合に連絡し、必要書類の提出をお願いします。

業務中や通勤時のけがは、労災保険（労働者災害補償保険）が適用され、健康保険は使えません。ご注意ください。

自動車事故にあった場合

おちついて…

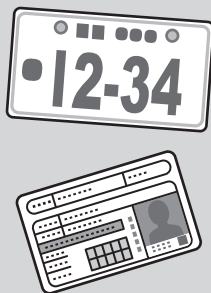
1 けがを確認

必要な場合は救急車を。



2 加害者を確認

運転免許証・車検証・車のナンバーなど。



3 警察へ連絡

どんな小さな事故でも連絡を。



4 医療機関を受診

外傷がなくても、早めに受診を。



5 健保組合に連絡

健康保険を使う場合は健保組合に連絡を。



※示談は慎重に…示談が成立すると、健保組合から加害者への医療費請求ができなくなることがあります。示談をする前に、健保組合にご相談ください。

こんなときも第三者行為です

自転車とぶつかった

外食で食中毒になった

他人のペットにかまれてけがをした

ゴルフ場で他人の打球にあたってけがをした

お知らせ

令和4年8月31日付けで河地伸一郎氏が互選議員及び互選理事を退任し、欠員に対する選挙により後任には9月20日付けで間中昭雄氏が互選議員へ、9月26日付けで中新井肇互選議員が互選理事へ就任されました。

事業概要 (2022年8月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 3,020人
女 2,497人
計 5,517人

平均標準報酬月額



男 329,001円
女 264,587円
平均 299,847円

被扶養者数



1,218人
1人当たり扶養率
0.22人

介護保険第2号被保険者数



1,177人